

(一関市藤沢交流施設条例の一部改正)

改正前						改正後					
別表第1 (第10条、第16条関係) 藤沢交流施設 (1) 宿泊施設の客室						別表第1 (第10条、第16条関係) 藤沢交流施設 (1) 宿泊施設の客室					
区分	利用人数	1人につき1泊当たりの利用料金の限度額									
		閑散期		繁忙期							
		一般	小学生	一般	小学生						
ファミリー ールーム	1人～2人	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>	<u>9,900円</u>	<u>5,000円</u>	ファミリー ールーム	1人～2人	<u>9,430円</u>	<u>4,710円</u>	<u>10,370円</u>	<u>5,240円</u>
	3人～6人	<u>6,500円</u>	<u>4,500円</u>	<u>7,200円</u>	<u>5,000円</u>		3人～6人	<u>6,810円</u>	<u>4,710円</u>	<u>7,540円</u>	<u>5,240円</u>
ツインル ーム	1人	<u>8,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>8,800円</u>	<u>5,500円</u>	ツインル ーム	1人	<u>8,380円</u>	<u>5,240円</u>	<u>9,220円</u>	<u>5,760円</u>
	2人～3人	<u>7,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>7,700円</u>	<u>5,500円</u>		2人～3人	<u>7,330円</u>	<u>5,240円</u>	<u>8,070円</u>	<u>5,760円</u>
[略]						[略]					
(2) [略]						(2) [略]					
(3) 温浴施設						(3) 温浴施設					
区分		利用料金の限度額									
日帰り一般	1人につき			<u>500円</u>		日帰り一般	1人につき			<u>600円</u>	
日帰り小学生	1人につき			300円		日帰り小学生	1人につき			300円	
[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。											